

地域と創る 冬みち通信

2023年冬号

発行：中央区土木部維持管理課（中央区土木センター）TEL 614-5800



ツルンと滑る道には・・・砂をまいて安全に！

冬季のツルツル路面での転倒による事故防止のため、札幌市では市内各所に砂箱を設置しており、中には滑り止め用の砂（砂袋）が入っております。

砂箱の中の砂は誰でも自由に使うことができます。転倒事故をなくすためにも、道路がツルツルの時には、ぜひ砂まきにご協力をお願いいたします。

令和5年度 中央区砂まき PR ポスター



札幌市中央区土木部維持管理課 電話 614-5800

作：札幌デザイン&テクノロジー専門学校
山本 沙紀さん



定期的にパトロールをして砂箱に砂袋を補充していますが、空になっていることに気が付かれた方は、当課（TEL.614-5800）までご連絡下さい。

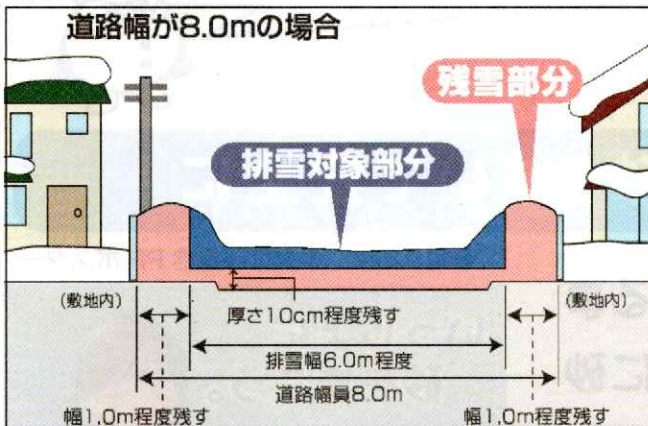


※砂箱の砂は、自由にお使いいただけますが、砂が欲しい方には、事前にご連絡いただいた上で、当課（中央区北12条西23丁目S.D.C北12条ビル2階）までお越しいただければ、直接お渡しすることもできます。

パートナーシップ排雪制度をご活用ください！

「パートナーシップ排雪制度」は、地域の皆様（町内会など）と札幌市が費用を負担し、住宅街の道路（生活道路）の排雪を行う制度です。冬の生活環境向上のためには、地域の皆様の協力が欠かせませんので、ぜひ活用をご検討ください。申込については中央区土木部維持管理課管理担当(TEL.614-1800)までお問合せ下さい。

排雪対象部分



※町内会など地域から申込みいただいた道路を対象に、年1回排雪を行います。

- 地域負担額（R3から据置）
：516,400円/km
（抑制断面：361,500円/km）

- 申込期間
：令和5年12月18日（月）
～ 令和6年1月9日（火）

※作業開始予定時期は、中央区のHPで公開する予定です。（R6.1月下旬 公開予定）
【 <https://www.city.sapporo.jp/chuo/eisei/doboku/documents/jyosetu01.html> 】

中央区 パートナーシップ排雪

検索

道路への雪出しは、やめましょう！

住宅やマンションなどの敷地内の雪を道路へ出すことは禁止されています。道路に雪を出すと雪山が大きくなるため、見通しが悪く交通事故発生の原因となるほか、道路上の雪が増えるため除雪や排雪の作業に遅れが生じるなど、市民の皆さまの迷惑になりますので、道路への雪出しはやめましょう。



地域の皆様のご協力をお願い致します。

雪の多い札幌の冬を乗り切るには、札幌市の除雪作業だけでは難しいことが多いです。地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。ご意見・ご感想などがございましたら、右記までお気軽にご連絡ください。

中央区土木部維持管理課
（中央区土木センター）
TEL：614-5800

